

中教審の答申と幼児教育

坂元彦太郎



第一 プロローグ

〈一〉「答申」について

中央教育審議会は、本年六月十一日「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」の文相の諮

問に対して、約十万字に亘る答申を発表した。これは四年間にわたる審議に終止符を打つたものであるが、実は、既に公表されている「高等教育の改革に関する基本構想」(四十五年一月)と「初等・中等教育の改革に関する基本構想」(四十五年十一月)の二つの中間報告は、このたびの答申にほとんどそつくりそのまま、本答申の第一篇第二章ならびに第三章となっているのである。このたびはじめて発表された部分は、第一篇第一章「今後の社会における学校教育の役割」と、第二篇「今後における基本的施策のあり方」の第一章、第二章と参考資料に過ぎ

ないわけである。したがって、幼児教育に関係する面は、かの中間報告に加うるに、第二篇第二章のごく一部と、試算の関係部面だけである。中間報告された基本構想は全く変わっていないので、実質的には何も付け加わっていないといつていいのである。

すでにわたしは、昨年「幼児の教育」九月号に、「幼児教育の中教審の基本構想」と題して、その前に公表された「基本構想試案」について説明を加えた。周知のとおり、この試案について大方の批判や検討を受け入れたりそれに答えたりして、半年後に「初等中等教育の改革に関する基本構想（中間報告）」として公表されたときには、相当の書き直しが行なわれたのである。しかしながら、わたしは、昨年九月号の拙文で述べた説明や意見がむしろそのままこれに生かされていると思うので、中間報告について改めて私見を述べることをしなかつたのである。

中間報告について、本誌にも多田・岡田両氏の意見がのつたし、さらに今度も一般の新聞雑誌などに山というほどの、反対や批判や見解が述べられている。その中に、中教審の委員として、わたしたちが考へてもいないうなことを、お前たちはこう考へているときめてかかって反対しておられるが、実はこちらが考へていて同じことをその意見として述べておられる議論が多いのに気がつくのである。したがつて、わたしはすなおに、この答申に盛られたつもりでいる趣旨を述べてみようと思つたのである。あれこれの論に対抗して議論するのではなく、本文の意味をはつきりさせることをやつてみようと思うのである。

こうした問題に対してもいろいろな立場で批判や検討が加えられるのは当然であり、今後もそうした議論がますます盛んになることは喜ぶべきことで、将来の実施にあたつてじゅうぶんにとり入れられなければならないものである。その資料に、わたしの記述がまた役立てば幸甚であるし、また、わたしの委員であつたことの責務を果たすことにもなると考えたのである。いわば、中教審についてさまざまな視角にもとづく虚像が多くできあがつている。実像となるべくそのまま現わしたいといふのがわたしの願いではあるが、こうした世の関心事についてさまざまの虚像ができあがるのは、これも当然のことである。

こうした虚像が重なり合い、さらに実像ともオーバラップしてできあがつたものが、大きく世を動かすのである。こうした全体の像がどういう風にはたらくか、というのが究極の問題であつて、ひとつひとつの虚像がどうあるかはあまり気にしなくてもいいのではないか。こうした全体像がつまりはプラスを産み出すかどうかが、問題なのであろう。

〈2〉「第三の教育改革」の意味

幼児教育に關係のあるところだけを、本稿は取りあげて論ずるつもりであるが、一般的な問題について一、二の点だけを先に論じておきたい。

第一点は、「第三の教育改革へ」といったことがこのたびの答申について見出しつとして報告されている点である。たしかに、答申の前文にただ一回だけこのいまわしが顔を出しているが「教育改革」ということばの意味のとり方によつては、誤解のもとになりかねない。これは、今後予想される教育全般に関する改革の全部を総称しているだけであつて、ただちにある具体的な形で抜本的な学校体系の改革が行なわれることをいつてゐるのではない。次の前文からの引用をよく読めば、その趣旨が理解されるであろう。

「わが国の学校教育は、これまでも急激な膨脹を遂げてきた

が、さらに今後十年以内に、個人および国家・社会の要請にもとづき、後期中等教育の普及率は九〇%を突破し、高等教育も三〇%を越えることが予想される。しかも今日の社会は、人間の可能性の開発をますます重視し、自主的・創造的な人間の育成を要求する方向に発展しつつある。今後の学校教育は、そのような量的な拡張に伴う教育の質的な変化に適切に対処するとともに、家庭・学校・社会を通ずる教育体系の整備によって新しい青少年の育成にとっての、いつそう本質的な教育の課題に取り組まなければならない。この答申は、そのような観点から今後実現に努力すべき学校教育の改革について提案したのである」

この文をさらに説明をする必要もないが、ここで教育の改革といつてているのは、本答申に盛られているような、おもに現制度における教育の整備充実をいつているわけであって、急激に学校体系の改革をするなどということは意味していない。

〈3〉 国への施策の進言であること

第二点は、本答申は、国からの諮問に答えて、国が今後どん改革に触れているのであるが、それとても慎重な計画と試行のうちに、将来の改革のための実証的なデータを得るためにものであり、しかも学校体系を具体的にどのように改正するかどうかは、ずっとあとの時点において判断すべきものであるとして何の予想もきめていないのである。いいかえれば、本答申は、

学校の区切り方について急激な改革を主張しているのではなく、主として現制度の充実をはかることをもととして漸進的な改革を進めよう、としているのである。明治初年の「学制」、太平洋戦後の「学校教育法」による第一第二の「教育改革」に比べて、ここでいう第三のものがどのようなものとして展開するかは今後の成行できるのであって、中教審が答申したものはその発端のためのささやかな提言であって、あまりにも微温的といわれても仕方がないくらいのものである。

いいかえれば、現在の制度そのものがまだじゅうぶんに成熟していらない点を、それ自身の展開によっておこる必然の変化に応じて、充実をはかることが、広義の教育の改革であり、それがやがて到来するかもしれない、抜本的な学校体系の改革の基礎ともなるのである。

べき施策について中教審が進言したものである、ことである。教育に関係する最も重要なことの全面がこの中で取扱われているのではなくて、国として教育について果たすべきと思われるものについて重点的に述べたものである。端的にいえば、「教育の諸条件の整備」(教育基本法)について國のもつ責務をいつそ

う果たすようにということである。ことに、わが国では、財政的な仕組みがいわば中央集権的になつてゐるのは周知のことであつて、教育の方面でも国がなさねばならないことが多くあるはずである。本答申は特にこの点に重点をおいて進言しているのである。したがつて、すべての教育機関の充実普及のために、あるいは公教育としての私立学校の助成に、教師の待遇改善などなどのために、特に財政的な面における国の格段の努力を要望しているのである。

そのために、教育一般について、もっと大切なこと、あるいは同じぐらいに重要なことが触れられていないかたり、じゅうぶんには論じられていないことが少なくない。私事にわたるが、審議中幾度かそうした問題について言及することもとめたのであるが、このことを無視したり軽んじたりしているように誤解されることをおそれたのもあつた。しかし、この点についてはできるだけ配慮するようしながら、やはり国に対してもその施策を論じるという基本の構えをえるようにはならなかつた。国にそうした施策を要求する場合、いわば理論的な根拠が少しは述べてあるが、それも最小限度にとどまっており、幼児教育についていえば、その重要性を明らかにしたり、現場の人たちの研究や実践や努力がいちばん根本的なものであることなどは論じられていない。これらは自明のことであり、本答申が

そうしたお説教をすることはむしろ越権である、と考えたと解すべきであろう。したがつて、この答申が直接触れていないもの、その前や後にあるものについて、重要なことが多くあつて、それらをおろそかにしてはならないことはいうまでもないであろう。

いまひとつ問題点は、国の責任範囲についての見解である。少しでも国家が関与すれば国家主義として排斥する人は論外であるにしても、その責任がどの範囲に及ぶとするかは、微妙な問題である。いま述べたように、いろいろな面にわたる財政的な方面に国がいつそう努力すべきであるという点については、たいていの立場の人は認めるであろう。ただ、そのため現場の自主性をそこなわないようにせよ、という意見がだいじにされねばならないのはいうまでもない。しかし、いちばんの論点は、たとえば、教育の内容や方法について、どのように国家が関与するかであつて、ここに論者の関心が集中するであろう。詳論する余裕はないが、本答申のとつている立場は、一口でいえば、教育課程の基準として学習指導要領（幼児の場合は、幼稚園教育要領）を国が定めるのを認めるが、それは「適正」なものでなければならぬ、というのである。適正ということばの意味の中には、できるだけ簡略にして、弾力的な運用ができるように、といった考えが含まれているのである。

この際私見をかんたんに述べておきたい。わが国の幼稚教育については、明治以来国が教育の内容について規定はしてきた

が、それは、現場でやっているとおりをとりあげ、くわしく細かなことは定めないで現場の研究や実践に任せることという態度が一貫してきた。明治大正にわたる保育項目はそのようなものであり、戦後の保育要領も同じ精神であった。その後の幼稚園教育要領は、学習指導要領の性格が変わったことに応じて、国家的な基準ということになったが、実質的には、大きな方向を示すだけにとどまっている。こうした幼児教育に対する施策が今後も一貫するように、切望したい。

第二 現幼稚園の普及充実

本答申が、直接、幼児教育にかかわっている部分を、大別して二つに分けることができるであろう。その一つは、いわば現在の制度のままに幼児教育を拡充すること、すなわち、現在の幼稚園教育を一層充実させ、普及することについての提言である。

もう一つは、将来の幼児教育のあるべき姿を探求するためには実施を試行してみたら、という提言である。一部の人は後者の方がずっと重要な論点であると思ふが、実質的には前者の方がつよく前面に出ているのであって、いわゆる教育改革の具体的な内容は前者にかかわる方がずっと重くな

っているのである。そのことであって、このことの方から説明をはじめることにしよう。

このことが、本答申の第一篇第二章第二、初等中等教育改革の基本構想の「6 幼稚園教育の積極的な普及充実」という段に集中的に述べてあることは周知の通りであろう。そこには、「幼児教育の重要性と幼稚園教育に対する国民の強い要請にかんがみ、国は当面の施策として次のような幼稚園教育の振興方策を強力に推進する必要がある」という前文につづいて四つの項目の施策があげてある。

すなわち、幼児教育の重要性と国民の強い要望があることを自明な事実として、幼児教育振興の施策の根柢としているのである。審議の途中で、幼児教育の意義や役割についても議論はしたのであるが、答申ではごくかんたんな説明だけにとどめて、それについてのくわしい基本的な解説を世に提供するのは控えており、人々のそれぞれの見解を待つことにしてるのである。

この四つの項目は、(1)は幼稚園の普及、(2)はその充実、(3)は教育課程の改善、(4)は設置者の問題であることは一目で分かることであるが、簡単に説明することにしよう。

(1)「幼稚園に入園を希望するすべての五歳児を就園させるこ

とを第一次の目標として幼稚園の拡充をはかる」という基本的な目標のもとに「市町村に対して必要な収容力をもつ幼稚園を設置する義務を課すとともに、これに対する国および府県の財政援助を強化する」といった具体的な方法を提案している。そして、(2)の前半に「公・私立の幼稚園が公教育としての役割を適切に分担するよう、地域配置について必要な調整を行なう」という条件が付け加えられている。

以上のことわざりやすくいえば次のようなことである。まだ、幼稚園が設けられていない市町村が全国で約半数近くあるくらいであり、そのような公私の幼稚園保育所が近くにない地域に、なんとかして幼稚園を設けるように努めよ、という趣旨である。五歳児の希望者をすべて入れることを第一次の目標とするということは、たとえば四歳児の就園もできるだけ考慮に入れてやれ、ということをも含んでいるし、また、第二次の目標としては当然四歳児の希望者の全入園を期するということを暗黙のうちに含んでいる、と解すべきであろう。この答申を受けたときに、坂田文相は文部省の方針として、十年計画をたて、はじめの五年でまず五歳児、次の五年で四歳児までを、希望者の全員を入園できるようにしたい、といっているのは周知の通りであるが、年限などることは別として、答申の趣旨をまとも

に受け取っているといえるであろう。

ここで説明を要する点は、「入園を希望する者のすべて」といつてることと、「市町村に設置する義務を課す」という点であろう。世間では、五歳児の義務就学を自明のこととしている人たちもあって、中教審がそれをとなえているとさえ思つてゐる人があるようであるが、本答申はそうしたことと主張してはいない。世の父母たちが、このようなことを希望する趣旨は、できるだけ多くの幼児が教育を受けることができるようにして、経費もできるだけいらないようにしてほしいということであつて、その心がじゅうぶんかいじにされねばならないことはいうまでもない。本答申もまたその趣旨をじゅうぶんくんで施策を進言している。

ただ、「義務教育」という言葉は、わが国の厳密な言葉の使い方によると、ひじょうに限定された特定の制度をいうのであつて、いくつかの法律でがんじがらめになつたきゅうくつなものである。それを直ちに実施するには、いくつかの困難な点があるとともに、現在の義務教育についてできあがつてゐる通念のままを幼児にもちこむことには大きな危険を感じるのである。義務教育は、共通の知識、技能を一齊に授ける画一的な教育であるという通念が、行政に当たる人たちや現場の教師や、また一部の保護者にできているのであって、こうした考え方をさら

に児童にまで及ぼすことは、何としても認めることはできないのである。少なくともこの通念が変えられないかぎり、義務教育を上に延長したり、下に繰り下げたりすることは適当ではない。

実際、現在幼稚園などが設置されていない市町村や地域などに新しく幼稚園を設置するということは、いくら強い財政援助をするとしても、未設置の原因となつてゐる諸条件を解決することは容易なことではない。たとえば、人口がひどく過疎などころで、園を設置するとしたら、通園のことひとつ考えてもどうにもならない場合が多いであろう。したがつて、本答申を受けて文部大臣が意図している計画の実現は決して容易なことではないであろう。だから、この提案された施策は、努力の方向を示していく、国ができるだけふうして実効をあげることを期待しているものであろう。

希望者を就園させるために、市町村に設置する義務を課したらどうか、という提案について考えてみよう。設置義務を直ちに義務教育と混同したり、義務就学と同一視したりする人がいるが、設置義務という言葉は、ピンからキリまでの場合があるので、最低の場合は、かつて、府県で盲学校を一校設置するだけでその義務を果たしていたことなどもあるくらいである。むろん、この場合その程度にとどまることが望ましいことではな

いが、どんな子どもでも年齢該当者は、無理にでも通園させねばならない、というわけではない。したがつて、どのような時点で、どのようなやり方で設置の義務を市町村に定めるかは、今後の大きな問題であつて、文部大臣が十年計画をやつた時点で、その措置を検討するといつては当然であろう。実際審議の過程では、そのようなきびしい言葉を使わなくていいではないかとの論も有力であったが、わが国では義務という文字を使うと「人の注意をひくばかりでなく、経費を出してもらいやすい」という説もあつて、このような表現になつたのでもある。

このような場合に市町村に幼稚園を設置させると、これは私立の幼稚園を排除したり、圧迫したりすることでは決してない。たとえば、公私立幼稚園・保育所が現存しまたは設置が予定されていて、しかも入園希望者がその希望を達することができないときには、市町村が公立をつくるようにといふのであって、ときには必要があつて「公私立の幼稚園の地域的配置を調整する」ことはありうるが、一方的に私立をおさえるなどとは決して本答申はいってはいけないのである。そのためには、公立私立のそれぞれの立場を生かしながら、その間を調整するような仕組が必要になるであろう。

ここで「8 教育行政体制の整備」の中で論じられている、

公・私立学校に関する地方教育行政の一元化について言及しておこう。そこには「さしあたり、双方の機関の間の連絡を緊密にするための措置を講ずるとともに、教育委員会のがわに私立学校に対する適切な指導と援助を与えるのにふさわしい体制を整備して、行政組織としても一元化することを検討すべきである」と述べてあるが、現実において現在の教育委員会に対する私学側のつよい不信があるかぎり、現在知事部局で行なわれているような事務などを早急に教育委員会へ一本化することは不可能であつて、いま少し時日を貸して、そうした緊張関係が緩和される日を待つて、あらためて検討されるよりほかはないであろう。しかしながら、私立の自主性を尊重しながら、公立私立の行政が適切に連絡をとり調整がとられるようにしなければ、私立にとつても不利になる場合がおこることもおそれるのである。

さらに、幼稚園の学級の大きさや教員の数などについても、いつその充実がみられなければならぬことはいうまでもないことがあるが、これからもまた、つまりは国がその基準を適正に定めるばかりでなく、財政的なバックアップをしなければどうにもならないであろう。このことが幼稚園については答申が触れていないよういう人があるが、実は、他の項目「5 公教育の質的水準の維持向上と機会均等」の中で次のように述べてある。

「……効果的な教育活動を行なうためには学級編成や教員の定数、学校の施設・設備・教材などについて適正な水準を確保することがきわめて重要であり、それらについて必要な基準を定めて計画的な整備充実を促進する必要がある」

ここで学校といつているのが幼稚園を含むものであることはいうまでもない。また、教員の待遇については、本答申の第二篇第一章にそのための項目が設けられて、かずかずの処置の向

や設備にしても、先生の待遇に關しても、他の種の学校に比べて著しく劣っているのが現状である。まことに平凡な施策であるが、この点について、国が一步でも二歩でも踏み出すことが必要である。さらに、他の場合に比べて、児童の場合は保護者の負担が大き過ぎる、特に私立幼稚園の運営にとつてはひじょうに大きな問題になつてゐるのである。

「……効果的な教育活動を行なうためには学級編成や教員の定数、学校の施設・設備・教材などについて適正な水準を確保することがきわめて重要であり、それらについて必要な基準を定めて計画的な整備充実を促進する必要がある」

ここで学校といつているのが幼稚園を含むものであることはいうまでもない。また、教員の待遇については、本答申の第二篇第一章にそのための項目が設けられて、かずかずの処置の向

上のための施策があげてある。たとえば、「初等・中等教育の教員の給与の基準は、学校種別によつては差等を設けない」「一般公務員に対し三〇・四〇%程度高いものとする必要がある」などと述べられているが、これには幼稚園を含むのはもちろんである。しかし、幼稚園の場合には、いつそう国がその処置の向上のために努力をはらわねばならないのであることを銘記すべきであろう。

公私立にかかわらず、「質的な充実」をはかるために、国が財政上の措置を講ずるよう、といふわけであるが、やはり、この際特に問題になるのは、私立の幼稚園に關することであろう。したがつて、答申の「説明」の欄で、「希望しないものを除き、私立幼稚園に対するは、父兄の経済的負担が公立と同程度で、教育水準は公立以上を維持できるよう措置する必要がある。そのため、国と府県は、市町村および私立幼稚園に対して強力な財政援助を行なうべきである」と述べている。

前は、私立学校への国からの援助は原則として行なわれていなかつたが、近ごろしだいにその道が開けかけてきている。私立学校に公費を支出してもいいとする論拠として、本答申は、私立学校は公共性をもち、公教育を分担しているから、といふ点をとりあげているのである。すなわち、公教育であるから、公費を支出すべきだ、という主張をしている、とみるべきであ

る。大ざっぱにいって、従来は義務教育だと、国は財政的に負担し援助するのであって、その外の場合はしないのを原則とする、としていたのに対し、国は公教育には財政的にも力を入れなければならない、したがつてそれを分担する私立学校に対しても同様である、という論理を立てているのである。この原則が本答申に明文で書いているとまではいかないが、論旨の背後にいつもこのよだな前提があるので疑えないことであつて、今後の教育財政の考え方の転換が要望されるのである。

幼稚園を含む私立学校に国が助成するとして、実際にどういう方法によるかは、今後の懸案であるが、一応、四つの方式をあげて、私学が自主的に選択できるようにしたら、と提案している。いずれにしても「私立学校の自主性はあくまで尊重しながら公教育の機会と教育条件の保障に対する国民の要請にこたえるため、私立学校との間に新しい関係を樹立すべきである」(第二篇第一章6)と提言しているのである。その四つの方式を紹介するのはここではやめるが、それについての解釈についても、現実に行政当局がどのようにこれを具体化するかについても、私などには見当のつかないところがあるが、いずれにしても、最も適当な方策によって、私学の自主性をできるだけ尊重しながら、国などからの公費による援助がスムーズに行なわれる道を、各方面の努力によつて開拓し確保していくこと

が大切であろう。

〈3〉 教育課程の改善について

次に問題としたいのは――(3)幼稚教育に関する研究の成果に
もとづいて、幼稚園の教育課程の基準を改善すること」とある
ことについてである。本答申で「質的充実」といっていること
は、前に説明したとおりで、狭義の教育の内容や方法のこととは
含んではない。それで、ここにあらためて、教育内容・方法
のこと、いいかえれば教育課程の問題をとりあげているのであ

るもあり、それについての意見も相反するものまでがやかましくある、ということは事実であり、したがつてまた、幼稚園の教育課程の基準としての幼稚園教育要領の改善・改訂がいつかは行なわれねばならないのは当然であるが、性急に、あるいは一部の思いつきでその改訂を行なわないでほしい、というのがむしろ、本答申の趣旨である。じゅうぶんな研究を積み重ねるというのには、単に学者たちの実験や研究だけではなく、現場の人たちの実践や、それにからまる研究などを含んでいること

そして、この項目の「説明」として、さらにくわしく「さまざま
な幼稚園教育に関する研究を重ね、その成果を取り入れて、
幼稚園の教育課程の基準をよりよいものに改めることを検討す
べきである」と述べていることを注目したい。すなわち、いち
ばん強調していることは、さまざまな幼稚園教育に関する研究を
重ね、その成果を取り入れる、という点であって、その中には
のちに述べる先導的な試行の成果をも含むことは、審議の途中
で確認し合つたことである。いいかえるならば、教育課程の基
準、すなわち、幼稚園教育要領を改訂するには、じゅうぶんな
研究を積んでからせよ、というのである。もちろん、現在の幼稚

さらに、言及しておきたいことは、現在、文部省では事務的に幼稚園教育要領改訂の仕事をはじめているようであるが、これは、文部省が在来、しきたりでやっていることであって、決して本答申のこうした趣旨にのつとてやっているのではない、ということである。だから、その仕事をしていけない、ということはできないが、本答申に沿つてやっているのではないといふのが事実であることは、はつきりさせておきたい。したがつて、私のいいたいことは、その改訂の仕方ができるだけ本答申のとつていているような趣旨でやってもらいたい、やるとしてもうきるだけ必要最小部面にだけとどめてもらいたい、ということである。

のちにあげる先導的な試行の、最低のとしてもつとも重要な

意義は、こうした幼児期の教育のあり方に実証的なデータをもたらすことにあるので、もしも、ひじょうに大きな改訂をするならば、この実験の成果をもじゅうぶん利用すべきである。

〈4〉 設置者の問題

四ばんめの設置者に関する問題については「個人立の幼稚園は、できるだけみやかに法人立へ転換を促進すること」とだけ述べてある。学校教育法のたて前からいって、国などの行政の方針として、個人立ができるだけ法人（学校法人）にするのが望ましいとされているが、本答申の立場はそれをそのまま明のこととした上で、そのような行政の方針にもかかわらず現在なお半数近くの私立幼稚園が個人立であるのは、結局諸種の事情のしからしむるところではあるが、國の方でも何とかくふうしてその転換ができやすいようにしたらどうか、と國へ適切な施策をするように提言しているのである。これは決して、個人立の園に向かって転換をあらためて要求しているのではない。さりとて國に対しても適當な具体案を示すにいたつていないのであって、國の善処をもとめただけのものである。

すでに述べたように、公教育の分担者として私学に公費を注ぎこむためには、学校法人の場合は問題なくできるが、それ以外の場合は、いろいろな点で難点がある、というのが現在の通

念なので、何とかしてスムーズにもらいうるようであつてくれたら、というのがこの項の奥にある趣旨であるといえよう。学校法人以外の法人（たとえば宗教法人など）の場合でも現在では問題があるが、まだくふうの道が開けるかも知れないし、また、それを期待したいのであるが、個人立の場合は、できるようであつてほしいが、いちばん困難であろうと想像されるのである。

外の種類の学校の場合には、この種の例がなくなっていることも事実であつて、幼稚園にだけの問題である。しかし、個人立の園もまた、わが國の幼児教育の発展をこれまで支えてきたのであり、今後も依存しなければやつていけないのも疑うことのできないところである。そしてまた、法人に転換したい気持ちが設置者にある場合でも、微妙にそれをさまたげる、越えがたいいくつかの障害があるのである。しかも、本答申とは直接にはかかわりなしにではあるが、さまざま社会的な変動や経済的な変化が及ぼすいろいろな圧力を個人立だけにつよく受けることも多い。

いずれにしても、私立の幼稚園、特に個人立には、さまざま困難な条件があることは否定できない。そこには、もはや国の施策だけでは及びがたいものもあるが、政府も地方の自治体も、また一般の國民もこの事態をじゅうぶんに察知して、でき

るだけ暖かい配慮や援助を忘れないようにしなければならないであろう。

いくつかの項にまたがって、私立のことにつれてきたが、一
口でいえば、本答申では、私立学校の存在の意義を確認し、そ
の使命が達成できるようになるだけ国がめんどうを見るよう
にせよ、ということを提言しているのである。

5 保育所との関係

最後に問題としなければならないのは、いわゆる保育所と幼

付与する方法を検討すべきである」

として独立して取扱つていなくて、「説明」の中に次のように述べている。「……保育所との関係については、経過的には『保育に欠ける幼児』は保育所において幼稚園に準ずる教育が受けられるようになりますことを当面の目標とすべきである。しかしながら、『保育に欠ける幼児』にもその教育は幼稚園として平等に行なうのが原則であるから、将来は幼稚園として必要な条件を具備した保育所に対しても、幼稚園としての地位をあわせて

からでもある。

この引用の前半は、現在当分の間のことととりあげてゐるのであつて、昭和三十八年の文部厚生の両局長の通達の趣旨をそのまま自明のこととして述べてゐる。すなわち、児童福祉法にるように、「保育に欠ける」幼児を保育所が保育するのは当然のことであるが、幼稚園と同年齢のものについては、幼稚園と同じような教育が施されるのが望ましい、としているのをそのまま受けただけである。この通達の中に「幼稚園に準ずる教育」という表現が使つてあり、本答申でもそのまま使つてゐるが、この言葉に対して抵抗を感じる人たちがあるようである。しかし、これは、別の機関でありながら、同じような教育をする、というだけの意味であつて、いわゆる差別をしてゐるわけでは決してないのであるが、こうした言葉づかひは、もつと適切な

表現がみつけられたら、当然変えたらいいと思う。ただ、本答申は、あの通達をそのまま受け入れたことを示すためにも同じ表現を使ったのであり、実はもっと適当な表現をさがしてもみたが、うまくみつけることができなかつた、という事情もある。

後半は、ある程度、将来に向かつての施策を提案している。

少し分かりにくい表現になつてゐるので、その趣旨を平たく説明しよう。保育所で「保育に欠ける」幼児を保育する場合、それが同時に教育としても望ましいあり方で行なわれるのが当然である。わが国の法規では、幼児に関する教育を行なう機関を幼稚園としているわけだから、保育所においても、保育する際に、他面からみれば幼稚園としての教育を「保育に欠ける」子どもたちにも平等に受けさせていることが、当然あるべき姿であろう。前述の幼稚園の普及に関するところで述べたように、保育所と在園する幼児を公私立幼稚園のそれと同じように取扱おうとしているのも、同じ趣旨に外ならない。

したがつて、保育所であつて、その教育のあり方、先生の資質、施設や設備などが幼稚園として必要な条件を備えている場合には、それを当然幼稚園と見なしていいわけで、端的にいえば、もともと保育所でありながら幼稚園でもある、としてもいいではないか、というのである。

こうした、いわば二枚看板を認めるようにしたら、というの

は、つまり同一の待遇をせよということであり、そういうようにもつていくことが望ましいというわけであるが、これについては疑問や抵抗を覚えている人が少なくないようである。別の言葉でいえば、いわば厚生・文部両省の共管事項であつて、両者が適切に分担協力すればいい、ということになる。たとえば、大学の附属病院は、予算その他は文部省の管下にありながら、その仕事については厚生省の所管である。医師の養成は、文部省で、医師の免許は厚生省で、両者がりつぱに分担協力をしているといつていい。栄養士にしてもレントゲン技師にしても、大体これに似たことになつてゐる。さらに、教護院は厚生省のものであるが、その中で義務教育が果たせるようになつてゐる。そのくらいなら、教護院にしても、教師や教育の内容・設備が学校として必要なものを備えるようにして、そのまま学校として認めればいい、と考えられる。

このようなことが、保育所についても可能なのではなかろうか。もちろん、ある程度、いや相当な程度におけるいろいろな転換を要するであろうが、いまあげた例などと比べてみて、不可能ではないのではないかろうか。もちろん、そこまでいくには、さまざまな条件の整備が必要であろう。たとえば、幼稚園教諭と保育所保母との資格や養成の一本化、もしくはひじょうに近接したものにするとか、施設や設備の基準を同列のものにするなど

か、なども不可欠であろう。しかし、大局からみれば、現在で
もこの方向に向かつて歩みはじめている、といつていのでは
なかろうか。いうまでもなく「幼保一本化」という理念は当然
のことであるが、答申が説いていることもまた、それへの前進
のための一つの献策なのである。そしてまた、このように相互
にかかわりあいのある隣接的な分野に対する、両省のいっそう
の協力が必要であることを、示唆したものであることも見のが
せないことであろう。

第三 将來の改革のための布石

（一）「先導的な試行」の意義

本答申が、教育改革と総称しているのは、主として、今まで
述べてきたような、現学校体系のままに、その各方面の充実改
善のための方策についてであるが、「学校体系」そのものの改
変についての提案がまたその一部として含まれている。すなわ
ち、「第一篇第二 初等中等教育の改革の基本構想」のいちば
んはじめに「1、人間の発達過程に応じた学校体系の開発」と
題したところで、いわゆる「先導的な試行」を提案しているの
である。

わが国では、ことに戦後の教育改革以来、教育改革といえば、
学校の年齢による区切りを学校体系といって、その変革が中心

になる、といった考えがしづんにできている。こうした狭義の
改革すなわち、学校体系について、そのくぎり方を変える、と
いうことが、教育問題の解決の根本的な決め手になる、といつ
た考え方がひろくひろがっている。一方には、教育改革を直ち
にそう解釈するがゆえに、真っ向から反対する人たちもあるが、
一方には、現在の学校体系を変えることを、無難作に提唱する
人もひじょうに多いのである。たとえば、五歳児義務就学とい
うような部分的なものから、五・四・四制の提唱といった一般
にわたる抜本的なものにいたるまで、さまざま見解が世に流れ
ている。中には、こうした考のどれか一つが既定のことによ
うに思いこんでいる人たちもあるくらいである。これらには、
善意に満ちた献策や真情のこもった期待に発するものから、大
胆で傍若無人の、ときには我田引水的な主張にいたるまで、い
ろいろある、と考えられるであろう。

本答申の審議に当たって、これらの提案のおもなものについ
て検討を加えたが、それぞれに何らかの根拠なり理由があるこ
とは認められるにしても、決定的な理由をそなえているとはい
えないと結論するにいたった。したがつて、説明に次のように
述べている。「このような教育制度上の各種の問題を学校体系の
抜本的な改革によつて一挙に解決しようとするいろいろな提案
があるが、いずれもその改革の効果については仮説的なもので

あり、その実効を保証する具体的な条件の検討が必要である」したがつて「改革に伴う混乱を最小限にとどめるとともに、積極的にわが国の実情に適合した学校体系を開発するためには、新しい方法をくふうしなければならない」のであって、その方法を「先導的な試行」という形で提案しているのである。先導的な試行というのは「現行の学校体系の中ではじゅうぶんに検証することのできない、人間の発達に応じた新しい学校体系の有効性を明らかにするため、学校制度上特例を設けて、将来の学制改革の基礎となる新しい試行を積み重ねようとするものである」と説明されているが、これについて少し注釈を加えよう。

すでに、四十四年の中間報告（わが国の教育発展の分析評価と今後の検討課題）で、現在の教育制度におけるいくつかの問題点が明らかにされていた。たとえば、幼稚園と小学校の低学年との関係の外に、中等教育が中学校と高等学校に分かれていることなどが例示されているのであるが、従来のように幼稚園は幼稚園、小学校は小学校の立場でその関連のことを研究したり、ときには話し合いをしたりしているだけでは、どうしてもその関連のあり方についての決定的な研究をすることができない。双方が、互に拒否反応をもちらながら連絡をはかるというのではなく、そうした拒否反応をなくし、一体的に考えることができるような仕組みをつくって、研究をするのでなければ、この壁を

突破することはできないであろう。端的にいえば、「学校制度上特例を設けて」幼稚園と小学校の低学年の教育を一體的にいとなむよう仕組みをつくったらどうか、という示唆なのである。

こうした、いまの制度の中ではできないことを試行して、教育の改善に資しよう、という想は、決して突如として浮かびあがつたものではない。先導的な、といった、耳になじまない新造語は、正直にいつて私も好きではないが、こうした新しい実験的な試行をするという考え方は、本年四月からの小学校新教育課程の実施に伴い改正された学校教育新施行規則第二十六条の2に現われている、すなわち、「小学校の教育課程に関し、その改善に資する研究を行なうために特に必要があり、かつ、児童の教育上適切な配慮がなされていると文部大臣が認める場合においては、文部大臣が別に定めるところにより、第二十四条第一項、第二十四条の2、又は第二十五条の規定によらないことができる」とある趣旨の延長に過ぎない、といえるであろう。これは、具体的にいえば、施行規則に定めてある教育課程や授業時数の標準、および学習指導要領にもよらないでいい、といふ意味なのである。この規定は、そのまま中学校・高等学校にも同じ趣旨のものがある。（幼稚園についてこのことがわざわざ定めてないのは、その教育課程の決め方がすでに大幅な弹性があるからだ、と見るべきであろう）

わが国の、画一的といわれてゐる教育法規の中に、このような条文があることは多くの人の気付かないところであり、気付くとむしろふしげに感じるであろう。ついでであるが、この条文の成立には次のようなきさつがあるのである。今度の小学校の教育課程改正が議せられた数年前の教育課程審議会において、さまざまな改訂意見が出されたのであるが、そのうち最低授業時数を標準授業時数と改めるのと、一时限四十分でもいい、ということの外は、ほとんど取りあげられなかつた、といつてもいい。折角の教材を精選し、児童の負担を軽減するという点さえ、骨抜きになつたといっていい。このとき、ある具体的な改正を提言しても、実際にはそのやり方は現在の制度では禁止されているに等しいのであって、その主張を裏付ける実証的なデータがないのである。したがつて、将来、そういう改善のための実証的なデータを得るために、何らかの方策が必要ではないか、という主張にもとづき、ときの初中局長の配慮もあつて、このような条文が成立したのである。

本答申の場合でも、この施行規則によるだけでも相当な程度まで試行ができるではあるが、やはり、種類のちがう学校のわくを越えての実験は、臨時の例外的な法的な措置をしなければならないとして、一段広げた試行をあらためて提唱したのである。

なつて、さとむしろふしげに感じるであろう。ついでであるが、この条文の成立には次のようなきさつがあるのである。今度の小学校の教育課程改正が議せられた数年前の教育課程審議会において、さまざまな改訂意見が出されたのであるが、そのうち最低授業時数を標準授業時数と改めるのと、一时限四十分でもいい、ということの外は、ほとんど取りあげられなかつた、といつてもいい。折角の教材を精選し、児童の負担を軽減するという点さえ、骨抜きになつたといっていい。このとき、ある具体的な改正を提言しても、実際にはそのやり方は現在の制度では禁止されているに等しいのであって、その主張を裏付ける実証的なデータがないのである。したがつて、将来、そういう改善

のための実証的なデータを得るために、何らかの方策が必要ではないか、という主張にもとづき、ときの初中局長の配慮もあつて、このようないきさつがあるのである。今度の小学校の教育課程改正が議せられた数年前の教育課程審議会において、さまざまな改訂意見が出されたのであるが、そのうち最低授業時数を標準授業時数と改めるのと、一时限四十分でもいい、ということの外は、ほとんど取りあげられなかつた、といつてもいい。折角の教材を精選し、児童の負担を軽減するという点さえ、骨抜きになつたといっていい。このとき、ある具体的な改正を提言しても、実際にはそのやり方は現在の制度では禁止されているに等しいのであって、その主張を裏付ける実証的なデータがないのである。したがつて、将来、そういう改善

「このような試行は、その成果を見きわめるために必要な期間としては十年程度にわたり実施するものとし、その学校体系を全国的な学制改革にまで拡大するか、現行制度と並列的なものとして制度化するなどについては、その間における成果と各種の事情とを考慮してあらためて判断すべきものである」

十年程度にわたり実施してみてから、その時点での、どうするかを決めたらいい、としているわけであるが、十年ほどというのは、それぞれの試行をはじめから二回ほど繰り返したあとで、という意味である。それをはじめるまでに少なくとも数年を要するであろう（文相は一応四十九年度からといつて）から、学校体系の変革などに直接関する決定は、早くとも十数年経つてからのことになる。

そして、その際、どういう形に決まるであろうかは、理論的に考えれば、いくつかの場合がありうる。たとえば、試行の形をそのまま一般的な制度にする、それをバイパスのように部分的に認める、試行の結果、別のくぎり方がいいと分かつてそちらをとる、試行の成果を現在の制度のままその充実にいかすようにする、といった、いくつかの場合が考えられる。本答申では、現在ではそのうちのどれかを予定していることは全くないのであって、その間の成果と、各種のさまざまな事情（財政的、行政的な面をも含む）とを考慮して、国民全体で判断して

定めることを提倡しているのである。先導的な試行は、そのときの判断の資料になるものである。

〈2〉「幼児期」の一貫教育

本答申は、幼児教育に關係のある先導的試行として、次のようなものに着手する必要があるとしている。

〔(1) 四、五歳児から小学校の低学年までの児童までを同じ教育機関で一貫した教育を行なうことによつて、幼年期の教育効果を高めること〕

四歳児から六、七歳児ごろまでの子どもたちをその発達的な特性から、幼児期の子どもたちとするのが、今日の多くの人たちが一致している見解であろう。三歳から含めたり、七歳より後に延ばしたりする人もあるが、大体において、こうした幼児期を一つの教育組織で一貫した教育をやってみたら、ほんとうに幼児期にふさわしい教育が行なわれるのではないか、というのである。ここに、幼児期のことを幼年期といいかえてあるのは、わが国の制度では、小学校では児童、幼稚園では幼児という定めになつてゐるので、同じ文章の中にそのことが出てくるときには、混乱を避けて幼年期といつてゐるのである。一つには、小学校の低学年の児童を幼児といつてしまふと、その方面からの反発や抵抗があるかもしれないと思われるのを避

けるためもあつたし、戦後、わたしたちがはじめたのであるが、幼稚園と小学校の低学年とが連絡して教育のことを研究する会に、幼年教育の研究会と名づけたが、その使い方が今日一部には残つてゐる、ということがあらう。

幼稚園と小学校がそれぞれのコーナーにとどまつていて、しかも、相互に微妙な拒否反応をもちながら、その関係や連続を研究し合うというのでは、どうしてもふつ切れないものが残る。いつそのこと、一体にしてしまつたものの中で、こだわりなしにやつてみると、ということになつたら、一段とその教育がやりやすく、また研究としても深まつていくのではなかろうか。また、このごろの幼児は早熟になつたから、もつと早くからそれに合う学校教育をしたらいい、とか「早教育」がだいじだから幼稚園でも早くからそのやり方をとり入れたほうがいい、などのやかましい議論がまきおこつてゐるが、四十四年の中間報告では一応否定的な態度をとつてはいるものの、やはり究極にはこのような実験でもつてはつきりと見きわめることが必要であろう。

本答申が発表されたとき、この問題に關することが、いわゆる「幼年学校」とか「幼児学校」と名づけられて大騒ぎになつたことは、予想以上であつた。こういう名前を使うことが直ちにそのような連想をもたせるのであらうか、これは、現在の小

学校でやっていることを四歳から始めることがあり、また、当然エリート的な教育、英才教育というようなものになる、といった考え方が圧倒的であった。——というのにはひどくおどろいた。

実は、五歳と低学年というならそのような考えが支配的になるだろうことをおそれて、あえて四歳からの教育機関としたのでもあったが、もしも、三歳から試行するとしても同じような解決をしてしまうような傾向そのものが強くある、ということが問題である。

大ざっぱにいって、四・五・六・七歳の教育機関は、現在の小学校教育を四歳から始めようというのか、または、現在の幼稚園のような教育を小学校の低学年の年齢にまで及ぼしていくのであるか、が問題とされよう。むろん、こういうことが一概に決定的にいえるようなものではないが、突きつめて自分の立場がどちらに傾いているかを見きわめることができない。この態度のとり方によつてこれから先の方向が大きく違つたものになるであろう。そして、本答申のいうところも、それぞれの立場によって自分なりに受取つてしまつていることが多いのである。

それにしても、本答申自身はどちらに傾いている立場をとっているであろうか。むろん、明文でこのことを書いているわけでもないし、つまりは、実際にこの試行を行なう人たちの手に

よつて定めらるべき問題である。しかしながら、よく読むと、答申にもその方向が示されているといつていい。

一つは、本答申中の別のところ（第一篇第二章2）に、次のような、児童教育関係者によく見落とされているところがあることに注目したい。「とくにその低学年においては、知性・情操・意志および身体の総合的な教育訓練により生活および学習の基本的な態度・能力を育てることがたいせつであるから、これまでの教科の区分にとらわれず、児童の発達段階に即した教育課程の構成のしかたについて再検討する必要がある」と大げさな言葉がならべてあるが、要するに小学校の低学年の教育のしかたを上級学年などにしないで、幼児期であるという特性に合つたやり方に変える必要がある、といつてゐるのである。現在の小学校の体制の中でもこのように考え方直せ、といつてゐるくらいだから、ここに大きな問題点があることを認めてゐるのである。

さらに「幼年期の教育効果を高める」という表現自身は、児童期にふさわしい教育をどのようにしたらいいか、というまことに単純な意味なのである。ところが、これを、児童のときから小学校式教育をやってみると、というように読みとる人があるのは、結局、自分の意見もしくは先入見でもつて解釈してしまふのだ、というより外はない。事実、審議の過程ではこのよう

な見解に傾くような意見はひとつも出なかつたのであって、む

しろつめこみや押し付けをしないで、幼児にふさわしい教育をすることがたいせつである、という意見が多かつたのである。

私見を加えれば、現在の教育制度では、小学校の低学年の教育が上級生なみに行なわれていることがいちばん問題なのであつて、それを幼児期に適したものに改善するためには、下の方の四、五歳の教育とを連続的にいとなんでもみると、いちばんの良策である。もちろん、幼稚園の現状が、そしてそのさまざまな状態が、小学校への連続のために、考え直さねばならない点も少なくない。幼稚園が少数者のためのものではなく、小学校に匹敵するような大衆のものとなるからには、その両者の連続の問題は当然重要さが増してくるはずである。ここで、人は、よく、イギリスの幼稚学校を思い浮かべるようであるが、その改革を唱え、現在実施されつつあるプラウデン報告（文部大臣官房刊行、「イギリスの初等教育計画——プラウデン報告の概要」）によれば、「初等学校の第一段階である幼稚学校では、遊戯（play）と創作活動（creative work）が教育の中心とされてゐる」とある。いうなれば一斉授業の座学を中心とするのではなくて、幼児にふさわしい教育方式をとる、といふのである。こうした点が、わが国での実験的な試行に、参考にならないはずはないであろう。

（3）答申の実施に関して

なお、幼児の一貫教育という先導的な試行を実施することに關して、いろいろな問題があるので、いくつかをとりあげて考えてみたい。

まず、このような先導的な試行が始まると、現在の多くの幼稚園に大きな影響を与えるのではないか、という人がある。たとえば、本答申の附録の参考資料にある試算によるとしても、全国で国立十、公立四十六、私立十を予定しての概算になつてゐる。一部には、われもわれもとやりたがる向きもあるであろうが、どこでも誰もがやれるというものではなく、じゅうぶんに実験的なデータがあがる予想がつくもののだけを、慎重にごく少數にやつてもらうということになるのではないか。もし始まつても、現在の国立の附属程度のことをそう越えるものではなく、現実に園児の数などに大きな影響を与えるとは考えられない。

これと関連して、こうした学園は、すなわち英才教育になる、として贊否両論がおこっているという。しかしながら、ほんとに役に立つ実証的なデータになるためには、その園児が特別に選ばれたものであつたりするわけではなく、無作為で、むしろ平均的な幼児を収容するのが当然であろう。しかし、実際にやりはじめて当事者の努力によつてりっぱな教育が行なわれるよう

になつても、それはしぜんであり、それに負けないような教育のやり方を、一般的の園や学校の当事者がくふうして努力すべきであろう。

つぎに、本答申が実施されると、ことに先導的な試行がすんだけにつきには、現在の幼稚園がつぶされて、公立の学校の一部に合併されてしまうのだ、と本気に心配している人がある。また、現在の幼稚園を振興充実しても結局は無駄になるではないか、と考える人もある。しかし、少なくとも本答申はそのようなことをいっていないし、そのようなことを期待していない。

私にいわせれば、先導的な試行をやってみて、それから先どうするかは國民がみんなで決めることである。そのとき、たとえば幼稚園をふくらませ充実させて、そのような一貫教育の機関にする、という可能性だつてあるし、ほんとにそれが望ましいのなら、大声にそれを主張すればいいであろう。折角、これほど充実したのだから、それぞれの幼稚園で試行の成果をいつそういかずようにしたらい、ということになる場合だつて大なりのはずである。現在のそれぞれの幼稚園を充実していくことが、そのまま教育の改革の基礎にもなるのであって、将来とも、そのことを無駄にするような施策は避けるようにするのは当然であろう。

最後に、声を大にしていいたいことは、今後いつそ児教

育関係者は、自信をもつてこうした改革問題に当面することがたいせつである、ということである。一方では、自分たちのいたなみを不斷に充実改善していく努力を怠らないようにするのではなくのことであるが、堂々と胸を張つて自分たちの使命や仕事に当るべきである。いたずらに、一喜一憂したり、右顧左顧したり、負け犬のように肩を落としたりしないで、自信をもつて自分の道を歩き、それを主張すべきであろう。ことに、本答申は、どちらかといえば、財政や、制度のわくぐみのことを見題にしているのであって、その実質をつくり、眞の教育の成果をあげるのは、個々の園に直接関係のある人たちのしごとに任せている。先導的な試行にしても、その中味を定めるのは全く今後の問題であつて、その方向や実質についても、現場の人たちの発言が大きな役割を演じなければならぬのである。ほんとに子どもたちを愛し、子どもたちに合つた教育のことを考えていく人たちが、幼児教育の最後のとりでであることが、いままでよりいつそう強く自覚されねばならないときである。